

北部九州水田農業からみた品目横断的経営安定対策の課題

誌名	農業経済論集
ISSN	03888363
著者名	椿, 真一
発行元	九州農業経済学会
巻/号	58巻1号
巻号補足	
掲載ページ	p. 65-75
発行年月	2007年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



北部九州水田農業からみた品目横断的経営安定対策の課題

Study of the New Promoting Policies' Effect on Paddy Field Farming Systems in Fukuoka Prefecture

椿 真 一*
Shinichi TSUBAKI

1. はじめに

わが国の総合食料自給率(熱量ベース)は40%と、先進国の中で最低水準であり、穀物自給率にいたっては、世界178カ国中129番目である27%となっている。食料安全保障の面から、穀物自給率の向上に向けた早急な取り組み、とりわけ麦、大豆をはじめとする土地利用型農業の担い手育成が最優先の課題であろう。

こうした担い手育成に関して、2015年を目標とした「農業構造の展望」が目指す担い手の姿は、総農家210～250万戸で、このうち「効率的かつ安定的」な家族経営が33～37万戸、これに加えて、法人・集落営農経営が3～5万(法人経営1万、集落営農経営2～4万)とされた。「効率的かつ安定的な」家族農業経営と法人経営に総農地面積の6割程度、集落営農経営を併せ7～8割程度が集積されるというのである。ここで想定されるような農業構造を実現(農業構造の改革の加速化)させるための政策手法として、2005年10月に「品目横断的経営安定対策」(以下「品目横断対策」)が投入されることが決定した。それは同時に、WTOの規律強化への対応の意味も含んでいる。すなわち、農業構造改革を加速化することで国際競争力を強化しようというものであるが、その前提には、WTO交渉の進展があり、WTO協定における「緑の政策」に転換し、国際規律の強化に耐えうる政策を確立することを目指したものである。

この品目横断対策の特徴は、①これまで品目ごとに行ってきた経営安定対策を統合・再編し、経営(全体)を単位とした経営安定対策にかえること、②これまで全農家を一律とした施策から、施策対象を選別する、すなわち、同対策の対象は、「意欲と能力のある担い手農家」に限定され、国が定める一定基準を満たした認定農業者および特定農業団体(一定の条件を備えた集落営農)等とされたことである。

この品目横断対策の対象となるべく、担い手の育成が各地で急速に進められている。とりわけ西南暖地である北部九州では、米麦二毛作を基礎に、麦、大豆の生産は全国的にも主産地を形成しており、同対策の影響が地域農業の再編に少なくない影響を与えられられる。

北部九州、なかでも水田農業が盛んな福岡、佐賀、熊本3県の土地利用型農業の位置は、この3県で水稲作付面積が九州全体の60.2%、麦作では87.3%、大豆作でも80.8%を占めている。都府県での位置は、水稲7.2%、麦32%、大豆16.2%である。

水稲作付面積では熊本4万2,600ha、福岡4万1,600ha、佐賀2万9,500haであるが、麦作(4麦計)

*秋田県立大学

Key Words: 品目横断的経営安定対策, 農業構造の展望, 集落営農, 水田農業, 担い手

では佐賀 2 万 1,500ha, 福岡 1 万 9,900ha, 熊本 6,700ha, 大豆作では福岡 7,790ha, 佐賀 7,370ha, 熊本 3,100ha である。熊本県は、水稻作付面積は九州でもっとも大きい、麦、大豆の面積では福岡、佐賀両県より小さい。九州の麦作の 75.1%, 大豆作の 67.1% は福岡、佐賀の 2 県に占められている。ただ、福岡県の麦作面積の 80.9% が小麦であるのに対して、佐賀県では小麦は 52.6% にとどまる。佐賀県では二条大麦の作付けが麦作面積の 47% を占めている（福岡県では二条大麦 17.7%）。二条大麦はビール用としての流通量が多く、その場合、品目横断対策の対象とはならないこともあって、同対策の影響がより強く現れるのは小麦の割合が高い福岡県においてであろう。したがって、本稿では福岡県に北九州二毛作地帯を代表させて検討する。

本稿では、福岡県における水田農業構造改革の到達点を明らかにする。さらに、そのような農業構造のもとで、「構造改革の加速」をめざすとして登場した「品目横断的経営安定対策」が米麦二毛作地帯ではどのような課題を孕んでいるのか、構造変動は進むのかどうかを検討する。そこから地域限定的ではあるが、構造改革の進展にむけた問題提起を行いたい。これは、今後の品目横断対策の帰趨を展望する上でも、避けては通れない喫緊の課題である。

2. 福岡県水田農業の位置

2005 年には福岡県の麦作面積は、都府県では佐賀県に次いで 2 位の 1 万 9,900ha, 大豆作でも同 3 位の 7,790ha と全国的にも主産地を形成しており、水田麦作、大豆作が水田面積に占める割合は、麦 35%（都府県 8%）、大豆 14%（同 7%）とたいへん高い。

福岡県の農業は、米麦二毛作を基幹としつつ蔬菜、果樹など多様な農業が展開しており、農業粗生産額 2,206 億円（2004 年）の構成は、高い順に野菜 28.9%, 米 19.7%, 畜産 16.9%, 花卉 10.2%, 果実 10.1% となっている。

福岡県の経営耕地面積 8 万 9,900ha のうち、水田は 6 万 9,800ha（77.6%）である。生産調整は年々厳しさを増し、現在では水田面積の 4 割強にまで達している。それへの対応として転作作物の振興を図ってきたこともあって、生産調整実施面積の約 7 割が作物作付けとなっている。作物転作ではとくに大豆作の振興を図っており、作物転作のうち実に 4 割が大豆によるものである。麦は生産調整として作付けられるものは 1 割強にとどまり、9 割近い麦は水田裏作として維持されている。そのことが他方では、全国平均（94%）を上回る高い耕地利用率 112% を支えている。

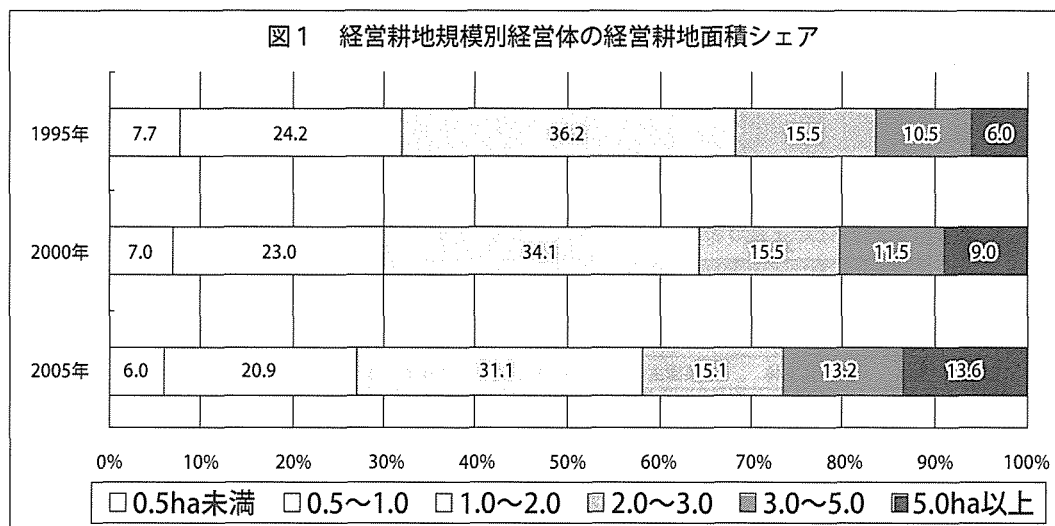
生産調整の強化にともなって個別に対応するのが困難になってきたため、機械利用組合を組織してブロックローテーションを基礎に集団的に大豆作を展開してきたものの、水田の高度利用により高い転作助成金を獲得するためにも大豆＋裏作麦という体系が不可欠であり、そのためにも裏作麦の維持が求められたのである。他方、水田稲作大規模経営にとっては、麦作経営安定資金に支えられた麦販売収入に加えて、稲麦で同一機械を使用することによる農機具費の低減による所得確保が目指されてきた。

大豆作は集落営農に担われてきたといっても過言ではない。大豆作付面積の 8 割近くが集落営農によるものである。福岡県では生産調整の拡大にともなって大豆の作付けを推進してきたが、その担い手として位置づけられてきたのが集落営農であった。大豆転作については、大規模稲作経営であっても集落営農に委託する場合が少なくない¹⁾。品目横断対策が登場したことで、こうした状況にどのような変化をもたらすのであろうか。

3. 水田稲作大規模経営と集落営農

（1）増加がとまっていない3ha以上大規模経営

2005年センサスから明らかとなった福岡県における農民層分解の特徴は、3haを増減分岐点として、自給的農家と3ha以上層への分解が進んでいることである。1995年からの5年間に於いて3～4ha層は3.5%増（都府県4.1%減）。4～5ha層は0.3%増（同1.9%増）、5ha以上は29.3%増（同21.8%増）であったものが、2000年からの5年間では3～4ha層は1.0%増（同7.2%減）、4～5ha層は14.8%増（同1.1%減）、5ha以上は34.7%増（同16.1%）と、3～4ha層の増加にかげりがみられるものの、まだ減少にはいたっておらず、4ha以上農家の増加テンポについては加速している。これは同期間に、都府県3～4ha層は減少が加速し、4～5ha層は減少に転じ、5ha以上層の増加テンポも鈍化していることとは対照的である。とくに注目されるのは、5ha以上の階層での都府県を上回る大幅な増加にとどまらず、4～5ha層の増加スピードが衰えていない点であろう。現時点では、農家の動態的階層変動を『農業構造動態統計』で確認することができないため、詳細な検討が待たれるが、4～5ha層あるいは5ha以上層に上向する規模拡大意欲のある4ha未満層が、ある程度存在していると考えられる。



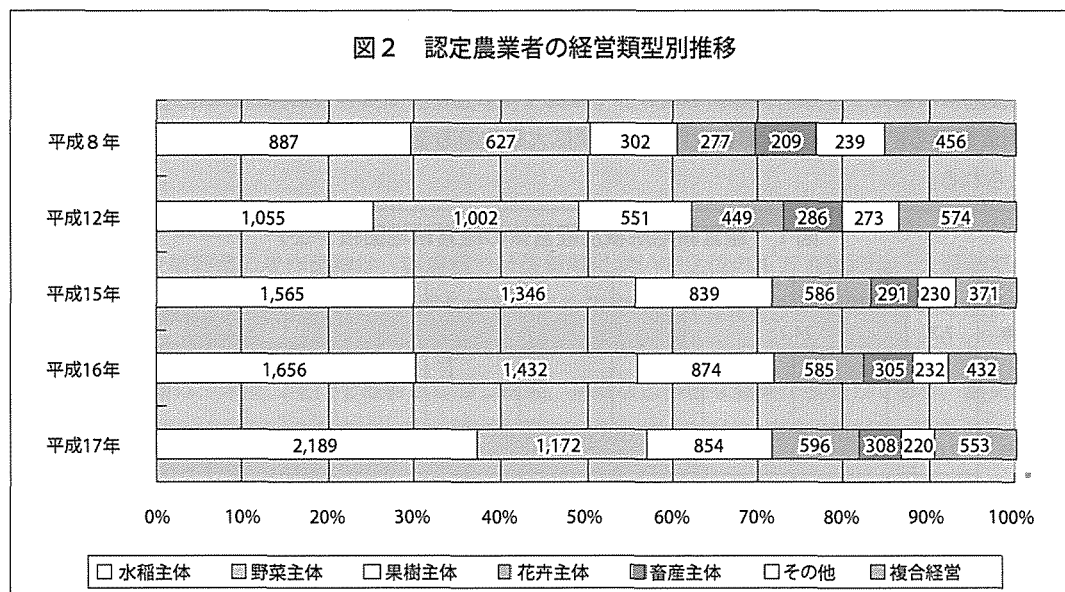
出所：『福岡県の農林業－2005年農林業センサス結果報告書』福岡県企画振興部調査統計課，2005年3月

こうした傾向は佐賀、熊本と比べてもやや異なっており、佐賀は3～4ha層は減少に転じ、4～5ha層と5ha以上層のいずれも増加はしているもののそのテンポは鈍化している。熊本は、5ha以上層は増加傾向にあるが、3～4ha層は減少が加速し、4～5ha層は増加テンポが鈍化している²⁾。3県の中ではより安定的な農外就業機会に恵まれている福岡県で離農戸数割合がもっとも高くなっており、離農農家の農地が4ha未満層の規模拡大に利用されていると考えられる。

3ha以上層の増加によって、この層が経営耕地面積に占める割合も高まりをみせている。経営耕地規模別に経営耕地面積シェアをみた図1では、3ha以上層が1995年以降シェアを高めており、とくに2000年から2005年にかけてそのテンポが加速しているのがみてとれる。2005年では、3～5ha層のシェアは13.2%、5ha以上層のそれは13.6%となっている。現時点での経営耕地面積シェアは、両者あわせても26.8%にとどまっているものの、農地流動化は着実に規模の大きい農家へ向かいつつ

ある。こうした農地流動化は農地貸借の進展によるものであって、2000年の水田借地率は18%であったが、2005年には27.8%にまで高まった。これは佐賀の23.9%、熊本の23.1%よりも高く、福岡県における水田流動化が一步先んじている。このように、大規模農家の増加テンポが都府県とは対照的に加速し、同時に大規模農家へ農地が集積されることで、福岡県における農業構造改革は一定程度進んでいると評価できよう。

認定農業者の動きをみても、水稻主体の認定農業者の増加が顕著で、2000年からの5年間で増えた1,702経営体の67%は水稻主体である。2005年3月現在、認定農業者は5,892経営体を数えるが、その経営内容は稲作主体経営が全体の37%を占めており、野菜主体経営20%、果樹主体14%、花き主体10%、畜産主体5%と続いて、複合経営は9%である(図2)。



出所：『平成17年度福岡県食料・農業・農村の動向』

注1) 主体とは総販売額の60%以上を占める単一作物をもつ経営

注2) 複合とは総販売額の60%以上を占める単一作物がない経営

(2) 増加した集落営農は担い手不足対応ではない

福岡県の集落営農数は、2000年からの5年間で28.9%増となった。これは都府県(3.8%増)、九州(25.9%)を上回る高い伸びであって、2005年には富山、滋賀、広島、兵庫に次ぐ482組織となった。2006年5月の農水省調査によれば、新たに64組織が設立されたが、解散・統廃合で14組織が減ったため、50組織増の532組織となっている。

集落営農の高い伸びを支えているのは、圃場整備にともなう農家負担分を軽減する制度である「21世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業」や「担い手育成農地集積事業」をはじめとするソフト事業を活用し、採択要件である農地(作業)集積を、個別農家ではなく、組織主体に行うことで目標をクリアしてきたからである(集落農地が5割以上圃場整備されている集落営農は59.4%にのぼる)。

また、福岡県の集落営農の特徴として、認定農業者が参加している割合の高さがある。集落営農の76.8%に認定農業者が参加しており、それは都府県の51.3%よりずっと高い。つまり福岡県における集落営農は、個別の担い手経営が不足する地域で組織されるものとは異なって、稲作の省力化や転作対応を目的として組織されたものが主流である。したがって、集落営農はあくまで集落の農家の農作業を

補完することが目的であり、集落営農それ自体が担い手というものではない。このことが532組織のうちの512組織、96.2%までが任意組織であるということにつながっている。

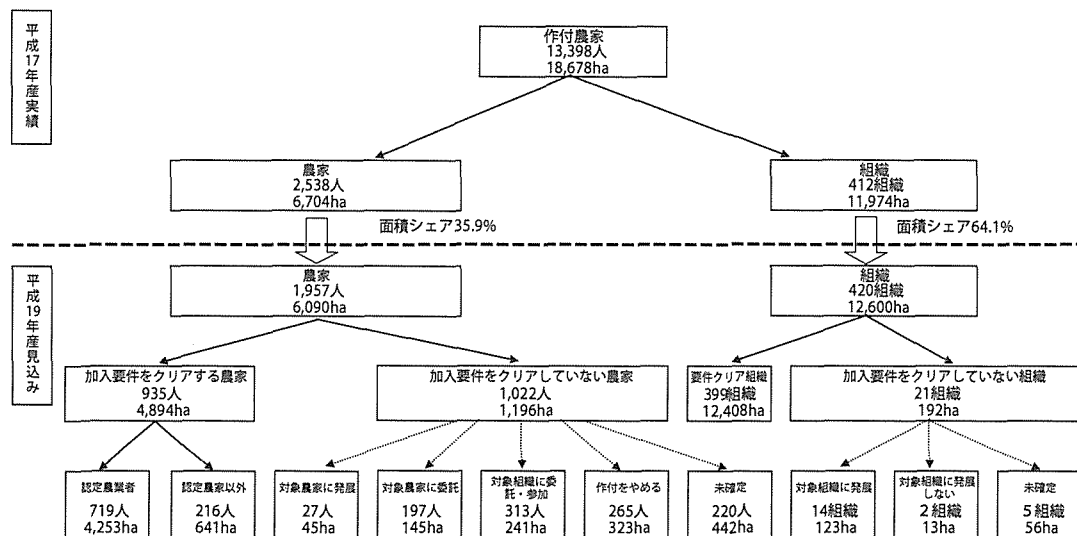
また集落営農の活動範囲は1集落が72.9%、2集落以上が27.1%であり、複数集落を活動範囲とする割合は都府県（20.5%）よりやや高い。この点は、生産調整に際して、集落を超えた土地利用調整をもとに、麦・大豆の作付けの団地化が行われていることと関わっている。集落内の土地利用調整をとまうものが67.9%（都府県58.8%）を占めていることからそのことがうかがえよう。とはいえ、2006年5月時点で、経営耕地と農作業受託面積をあわせた集積面積が20haに満たない集落営農は約4割（212組織）も存在する。

集落営農の対象作物については、水稻が418組織（78.6%）と多いが、麦372（69.9%）、大豆345（64.8%）も3分の2前後あって、米麦大豆を組み合わせた複数作物を対象とした組織が多いと考えられる。活動内容は、機械を共同所有し、参加する農家で共同利用するタイプが84.6%（都府県44.2%）を占める。したがってオペレータを確保している組織が96.6%（都府県78.5%）と高い。オペレータ数では5～9人が38.5%、次いで1～4人が31.8%である。このことは同時に、「主たる従事者がいない」集落営農が82.9%（都府県44.6%）にのぼり、特定の専従者ではなく複数名のオペレータが作業を分担しながら運営している組織が大半を占めるところに福岡県の集落営農の特徴があると考えられる。

4. 品目横断的経営安定対策への対応はどこまで進んでいるか

2006年秋から品目横断対策の加入申請が始まる。これを受けて、福岡県では05年末から、個別農家や集落営農が同対策の対象から取り残されないように、県内各地で農業改良普及センターを核として、JA、市町村等の関係団体が一体となって集落説明会を開催し加入促進に努めてきた。その背景には、品目横断対策の対象にならなければ、麦・大豆作が後退して、これまで培ってきた土地利用型農業

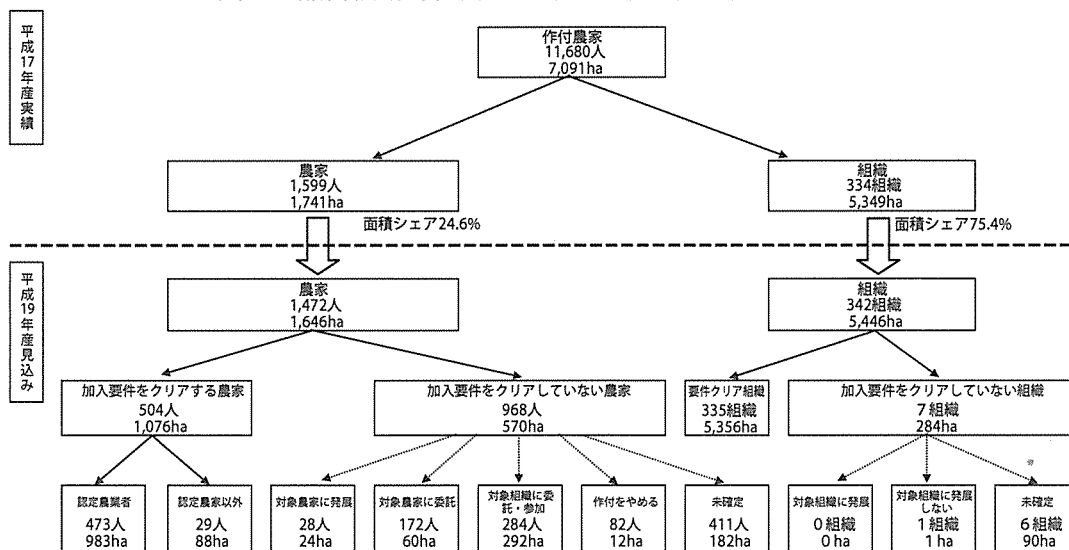
図3 品目横断的経営安定対策の取り組み状況（表）



注）2006年8月末のデータ
出所：JA 福岡中央会資料

のシステムが崩壊するという危機感がある。というのは、麦・大豆から得られる所得（平成 17 年産小麦・大豆の 10a 当たり県全階層平均所得）は、小麦 1 万 7,795 円、大豆は 4,344 円であり、県下でもっともゲタ部分の面積単価が高い地域の小麦 2 万 9,384 円（糸島郡二丈町）、大豆 2 万 9,199 円（朝倉市）を加えて、小麦 4 万 7,179 円、大豆 3 万 3,543 円になるのである³⁾。麦と大豆の所得を合計してようやく米なみの所得が得られることになる。したがって、とりわけ麦・大豆が土地利用型農業の基幹をなす福岡県では、この両作物がゲタ部分の支払い対象になるかどうかが決定的となる。こうしたことから、JA 福岡中央会が 2006 年 8 月に県下の JA に対して、麦・大豆の生産状況調査を行うよう指導し、明らかとなったデータが図 3、図 4 である。

図 4 品目横断的経営安定対策の取り組み状況（大豆）



注) 2006 年 8 月末のデータ
出所: JA 福岡中央会資料

これによると、2005 年産麦の作付面積は 1 万 8,678ha で、作付けした農家数(集落営農構成農家含む)は 1 万 3,398 戸、大豆は作付面積 7,091ha であり、作付けした農家数は 1 万 1,680 戸であった。麦は 6,704ha (35.9%) が個別農家 (2,538 戸) による作付けであり、64.1%にあたる 1 万 1,974ha は集落営農・生産組織 (412 組織) による作付けであった (図 3)。他方で、大豆は 1,741ha (24.6%) が個別農家による作付けで、5,349ha (75.4%) は集落営農 (334 組織) によるものであった (図 4)。この調査結果からも、福岡県では麦で 6 割強、大豆にいたっては約 8 割までもが集落営農による栽培であることが確認できる。

2006 年 8 月末時点で、個別の麦作農家のうち、農家数で 47.8%、麦作付面積で 80.4%は品目横断対策の加入要件をクリアするようである。さらに、現在はまだ対象要件を満たしてはいないが、将来的には要件クリア予定、対象農家に委託、対象生産組織に委託する予定の農家を含めれば、個別対応の 87.4%の麦作付面積は、品目横断対策の対象となりうることが確実視されている。同様に大豆作では、個別対応のうち品目横断対策要件をクリアする農家数 34.2%、面積 65.4%であり、将来的に要件クリアないし対象農家・組織に委託を含めれば、現在個別対応の大豆作付面積の 83.4%が品目横断の対象となるようである。

一方、品目横断対策の対象となる集落営農は、「特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織」であり、①地域の農用地の2/3以上を集積（農作業を受託）する目標（5年後）を定めること（地域の転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織の場合は、当分の間、1/2以上）、②規約を作成すること、③経理の一元化を行うこと、④組織の主たる従事者について、農業所得の目標（市町村基本構想の水準以上）を定めること、⑤農業生産法人化計画（5年以内）を作成することの5つの要件を満たす必要がある。

このうち、②については、現時点で集落営農のうち約9割について規約・定款が整備されており、それほど問題にはならない。①と④、それに⑤については、目標を設定して努力するということであって、現時点の達成を求めているわけではない。ハードルを低くすることで対象となる集落営農を増やすためである。現時点での状況は、①については、集落営農の集積面積（経営地＋作業受託）が集落内農地に占める割合が6割以上に達しているのは223組織（42%）であり、6割の組織が地域農用地2/3以上を占めていない。また、④は、85.2%の集落営農で「主たる従事者」の所得目標を設定していない。それはつまり、「主たる従事者がいない」集落営農が82.9%にのぼるからである。⑤では、532組織のうち法人化しているのは20組織（うち特定農業法人は6）にとどまり、ほとんどが任意組織である。しかし、任意組織のうち58.8%が「法人化計画を策定している」ないし「策定予定」であって、法人化の意向を示す集落営農の割合が高まっている。なお、特定農業団体はゼロである。

さしあたって品目横断の対象になり得るかどうかの最大の焦点は③の経理の一元化であろう。それは「(イ) 集落営農組織（代表者）名義の口座を設け、(ロ) 農産物の販売名義を集落営農組織とし、(ハ) 農産物の販売収入をその口座に入金」しなければならない。(イ)については、口座を開設しているものが96.8%とほとんどだが、(ロ)については、何らかの作物で共同名義出荷している、ないし予定を合わせて57%（都府県42.3%）、(ハ)については、「生産物の出荷・販売に係る収支」を一元化している、ないしその予定を合わせても21.9%（都府県36.6%）であり、経理の一元化はやや遅れている。

かくして、2006年5月に調査した農水省のデータによれば、福岡県下532組織のうちの268組織（50.4%）が対策への加入予定（都府県は28.9%）であるとしている。

集落営農の組織化は進んだが、農水省の定める要件には相当の距離があるということである。しかし、現場の意識としては、とにかくにも対策の対象にならなければ麦・大豆作が崩壊するという危機感があった。このことが、経営耕地と農作業受託面積を合計した規模が20haに満たない組織が4割（212組織）もあるなかで、面積要件を緩和する知事特認をフル活用したり、緩和された面積要件にさえ届かない組織には、2つ以上の組織の統合・再編を促すなどによって、規模要件を満たさない集落営農のかさ上げを行ってきたのである。また経理の一元化についても、麦、大豆についてはそれほど問題とはならなかった。

こうして、生産組織では、麦作では399組織（1万2,408ha）は品目横断対策の加入要件をクリアすることとなった。クリアしていない21組織（192ha）についても、14組織（123ha）については、加入要件を満たす組織になるとされている。大豆作の組織対応でも要件をクリアしているのは335組織（5,356ha）であり、将来的に品目横断対策の対象外とされるのは1組織1ha、未確定の6組織を加えても91haにとどまる。

以上のように、2006年8月末現在で、個別・組織を合わせて品目横断対策の対象になるかどうか未確定の麦作付面積は、現行面積の4.5%にとどまっており、現在栽培されている麦の9割以上については対策の対象たりうる経営によって生産されるようである。大豆についても個別・組織合わせて対策

の対象とならないのは現行面積の 3.8% (269ha) である。

麦・大豆とも現在作付けされている面積の 9 割以上が同対策の対象経営によって生産されるようである。現時点では今後の動きがはっきりしていない 1 割未満の麦と大豆をどうするかという問題は残されているが、さしあたり福岡県の麦・大豆生産がゲタの支持を受けられずに大幅に後退することだけは避けられそうである⁴⁾。

5. 品目横断的経営安定対策の求める要件クリアを優先した集落営農推進がもたらすもの

品目横断対策の実施を目前にひかえ、福岡県の農業構造再編がどこまで進んでいるかをみてきた。

現時点での到達点を整理すれば、次のようである。ひとつは、個別農家 3 ha 以上層の増加割合が都府県を上回るとともに、4 ha 以上については増加テンポが加速している。その結果、3 ha 以上農家の経営耕地面積シェアは約 3 割にまで高まっている。つまり、下層から 4 ha 以上に規模拡大する農家がそれなりに存在していることである。

いまひとつは、麦・大豆生産についてはかなりの部分を集落営農が担っている点である。問題は、品目横断対策はこうした農業構造にどのような影響を与えるかであろう。なかでも、機械共同利用を中心とした任意組合というこれまでのような組織形態では、品目横断対策の対象とはなりえなかった集落営農が、わずかの期間に組織再編を通して同対策の対象となりえるところまで到達していることとの関わりが大きそうである。

次のような問題点が指摘できる。第一に、品目横断対策の支持対象規模要件を個別農家について 4 ha 以上（都府県）とする足切り政策という点である。今回の対策では、担い手とされるものにはこれまでと同水準の支持を行い、担い手とされない農家にはこれまでであった支持がはずされるのであって、担い手にメリットを新しく付与したのではなく、担い手から外された農家が一方的に不利を負うという相当手荒い政策である。例えば農水省がナラシ対策の抛出割合を 1 対 2 から 1 対 3 に改善したと主張しても、それはかつての稲作経営安定対策の担い手コースに戻しただけにすぎないのである。

福岡県では 3 ha を増減分岐点として、3 ha 以上農家の増加が今なお続いており、これまでの「全農家を対象とした」経営安定対策のもとで、下層からの上向農家が一定程度存在していたわけであるが、4 ha という面積規模要件の縛りによって、4 ha に上昇する途中で「梯子を外される」ことになり、かえって大規模農家の増加に「待った」をかけることにはしないか。規模が小さいからといって、必ずしも農業への依存度が低いというわけではなく、規模拡大意欲がないわけでもないのだが、こうした農家を面積要件で蚊帳の外におくことによって、果たして農水省の描くような農業構造に到達できるのかどうか大いに疑問である⁵⁾。少なくとも、現時点では「担い手」という位置づけではないにしても、これから「担い手」になろうとする農家の規模拡大意欲を喚起するような方向への品目横断対策の軌道修正が待たれる⁶⁾。

第二に、集落営農の経営内部の問題であって、ひとつは専従者の絞り込み（主たる従事者の所得目標）の問題である。福岡県では、専従者のいない集落営農が 8 割を超しており、特定の専従者ではなく複数名のオペレータが作業を分担しているといえるが、品目横断対策では、専従者を絞り込み、それへの農作業の集中が求められている。しかし、施設園芸など複合経営地帯で成立している集落営農では、農家は稲麦作の省力化のために集落営農に参加しているのであって、専従者として絞り込まれると作業負担が増え、かえって個別複合作目と競合する場合もある⁷⁾。また、不安定兼業地帯などの農業依存度が高い兼業農家が少なくないところでは、オペレータ賃金が家計にとって重要な所得であって、少数の担

い手による集積よりも、できるだけ多数の農作業参加者の確保、存続こそが求められる場合もある⁸⁾。いずれの場合も、専従者の絞り込みは集落営農内で対立を生む可能性が否定できないのである⁹⁾。

いまひとつは、生産物の出荷・販売の一元化についてである。麦・大豆については、現時点でも参加農家すべてが農協出荷であり、経理の一元化はそれほど難しくはなかったようである¹⁰⁾。しかし米については、集落営農の中心的オペレータとして活動する認定農業者の多くが、個別販売を行っており、米販売を組織として一元化することは相当困難であろうし、また飯米自給農家であっても、集団名義での販売には抵抗がないとはいえない¹¹⁾。WTO 交渉の決着次第では、米にも品目横断対策の「ゲタ」が投入されることが予想されるが、米については生産農家も多いことから、農家への説明と理解に多大な時間を要し、意見集約に困難をともなうと考えられ、米に限っては出荷・販売一元化はそう容易ではなからう。

また、組織で一括して販売する場合、各農家への分配方法も大きな課題である。方法として面積割と収量割の2つが考えられるが、福岡県の場合には収量割を選択する組織が圧倒的とのことである。そうであるならば、各農家の単収格差をどのように判定・評価するかが決定的に重要となってくる。各農家（1筆）ごとの収量把握ができなければ、肥培管理のモチベーションの低下（モラルハザード）につながりかねない。ただし、米の販売を一元化している県内のある集落営農では、収穫時に1筆（圃場）ごとにトラックでカントリーに輸送することで、収量を1筆ごとに把握しているが、それは同時に輸送効率をかなり落とす結果になっているといった事例もみうけられる。

第三に、個別経営と集落営農をどのように関係づけるかである。麦・大豆の生産状況の節でみたように、品目横断対策の要件が緩和されたこともあって、多くの集落営農が対策の対象となるべく組織再編を進めてきた。問題は、現在6割の組織が集落農地を2/3も集積できていないため、5年後を見据え規模拡大が前提となることである。農地集積を前提とする経営体化した集落営農を育成・推進することによって、個別大規模農家との間で農地集積競争の発生が避けがたくなる可能性が指摘できよう¹²⁾。実際、福岡県の大規模稲作農家の中には、こうした組織の展開によって、借地の貸しはがしを懸念している者が少なくなかった¹³⁾。とくに大規模稲作農家の中には借地が数集落に及んでいる者も多く、その場合、複数の集落営農との調整は困難をきわめると考えられ、貸しはがしの懸念はより大きいものとなろう。このように、集落営農の経営体化を進めた場合に発生するであろう本来育成すべき大規模経営の経営展開の阻害をどう克服するのか。この問題は、全国でも集落営農の設立数が多く、同時に個別担い手も数多く存在する福岡県ではより鮮明に浮き彫りになろう¹⁴⁾。

註

- 1) 2000年センサスの水稻作付け7.5ha以上の大規模農家88戸のうち、39戸の農家の居住集落で生産組織が組織され、うち36戸が参加していた。数戸の中核農家で組織している7戸を除けば、集落ぐるみ型に参加している29戸のうち、大豆だけの参加にとどまるものが20戸であった（中原秀人「土地利用型農業における生産組織の動向と大規模農家との関係—福岡県を事例に一」『平成15年度経営マーケティングチーム研究成果概要書』福岡県農業総合試験場食品流通部，2004年3月，40頁）
- 2) 1995年→2000年→2005年の増減率は、佐賀で同1.5%→△1.2%，20.8%→12.6%，53.3%→32.7%で、熊本は、3～4haは△4.6%→△6.4%，4～5haは6.1%→4.3%，5ha以上は18.2%→19.0%となっている。

- 3) 所得＝粗収益－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代）〕で算出した。平成17年産小麦、大豆の生産費データの出所は、九州農政局福岡農政事務所ホームページによる。
- 4) 11月30日締め切りであった品目横断対策への秋期加入申請状況（今回の申請は、この秋に麦を作付ける農業者であって、ナラシと呼ばれる「収入減少影響緩和対策」に加入する方のみを対象としたものであり、秋まき麦を作付けてもゲタである「生産条件不利補正対策」だけに加入する農業者については来年4月1日からの加入申請となる）は、1,088経営体の申請があつて、組織形態別でみると、認定農業者771（うち法人認定農業者67）、特定農業団体22、農作業受託組織295であった。経営規模要件別では、認定農業者4ha以上、一定の条件を備える集落営農20ha以上という基本原則を満たした経営体が958、農業所得が市町村基本構想の半分を超え、かつ対象品目の収入、所得または経営規模のいずれかが3分の1以上の場合の所得特例が42経営体、集落の農地が少ない地域に対し、基本原則の8割でよい物理的特例が34経営体、地域の生産調整面積の過半を受託する組織に対する生産調整特例が54経営体であった。品目横断対策に申請した経営体の平成19年産麦、大豆作付け予定面積は麦1万8,700ha（小麦1万4,000ha、二条大麦4,500ha、裸麦300ha）、大豆6,600haであり、現在の麦大豆作付け面積に対し、麦で100%、大豆でも93%が同対策の対象となる。
- 5) 磯田宏・高武孝充・村田武編『新たな基本計画と水田農業の展望－北九州水田農業と「構造改革農政」－』筑波書房、2006年6月、129頁
- 6) 前掲書、68～69頁
- 7) 安藤は、比較的担い手農家が分厚く存在している複合経営地帯において、圃場整備等を契機に集落営農が組織され、効率的な稲作作業単位の構築と、浮いた労働力を個々の複合部門の拡大充実に回す事例を紹介している（安藤光義『構造政策の理念と現実』農林統計協会、2003年、101～116ページ）。また、品川は、オペレータが園芸複合農家の場合、園芸作目へ特化することにより集落営農から離脱し、組織の存続を危うくする可能性を指摘している（品川優「佐賀県における土地利用型受託組織の現状と課題」磯田宏・高武孝充・村田武編『新たな基本計画と水田農業の展望－北九州水田農業と「構造改革農政」－』筑波書房、2006年6月、113ページ）。
- 8) 椿真一「兼業農家にも農業就業・所得機会を保証する特定農業法人」磯田宏・高武孝充・村田武編『新たな基本計画と水田農業の展望－北九州水田農業と「構造改革農政」－』筑波書房、2006年6月、99ページ、および椿真一「法人化の岐路に立つ集落営農・不安定兼業地帯」前掲書所収、127ページ。
- 9) 安藤は、「主たる従事者が基本構想の目標所得を目指し得るという要件は、ほとんどの集落営農組織、さらには特定農業法人であったとしてもクリアできるのはわずかしかないというのが現実ではないだろうか」と、専従者の絞り込みの非現実性を指摘している（安藤光義『構造政策の理念と現実』農林統計協会、2003年、152ページ）。
- 10) とはいえ、販売の一元化は農家の販売権を組織に移行させるということであり、いわば農家の経営権の一部を取り上げることであつて、個別経営が主、組織が従という集落営農の農家補完的関係を逆転させることになり、農家には抵抗感が少なからず存在する。
- 11) 県内でもっとも集落営農の育成が進んでいるJA筑前あさくら管内では、麦・大豆についてはこれまでと同様に集落営農を中心に作業を行い、それに加えて販売の一元化を進めている。しかし、米については大規模農家を中心に個別販売を行っていることもあつて、希望する認定農業者だけが米の一元化販売に参加するという柔軟な対応をとっている。

- 12) 例えば、認定農業者が存在する集落で特定農業法人を設立した事例では、特定農業法人の要件である集落農地の過半を集積するという目標を達成するため、認定農業者との間で貸しはがしや農地集積競争がおこり、認定農業者の経営発展が制約されている（椿真一『水田農業における農業生産法人の組織構造と発展形態』（財）農政調査委員会、2005年9月）。
- 13) 2005年12月に、福岡県農業会議が福岡県稲作経営者協議会メンバー68名に対して実施したアンケート調査結果（回答者29名）によると、経営している集落で集落営農の法人化の動きが「今後予想される」と6割の農家が回答しており、そうした状況になれば、「規模拡大がしづらくなる」、さらには「農地の貸しはがしが起こるのではないか」とそのほとんどの農家が懸念している。
- 14) 麦・大豆は集落営農に集積され、その維持・拡大が図られるかもしれないが、大規模農家の育成は大幅に後退する可能性なきにしもあらずである。一方では、集落内での協議により、大規模農家への農地集積を確保する必要があるし、他方では農業委員会による調整や農協等の農地保有合理化事業による農地集積の促進がさらに求められることになる。例えば新潟県では、「集落営農組織化に関して大規模経営から借地を引きはがしてはダメと指導している」（平野信之「東北・北陸水田農業における共生農業の展望」平野信之編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム』農林統計協会、2006年、187ページ）。

Abstract

Agricultural policy has been reformed in 2005. This new promoting policy would limit to support farmers. If so happens, farmers based on paddy field in Fukuoka Prefecture may not subsist from now on forward. This paper takes the large-scale land use farmer and the collective production groups based on paddy field in Fukuoka Prefecture as an object of study. Based on survey of actual condition, the first consideration is to resolve the agricultural structure, and the second is to resolve the agricultural policies' effect on the large-scale land use farmer and the collective production groups. The research was conducted in Fukuoka prefecture, a double cropping area, of northern part of Kyushu. The result of this study has provided us some meaningful conclusions. In brief, wheat and soybean productions will dramatically be made over.